

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和1年5月16日(2019.5.16)

【公開番号】特開2019-53303(P2019-53303A)

【公開日】平成31年4月4日(2019.4.4)

【年通号数】公開・登録公報2019-013

【出願番号】特願2018-195027(P2018-195027)

【国際特許分類】

G 03 F 7/004 (2006.01)

G 02 B 5/20 (2006.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

C 09 B 11/28 (2006.01)

【F I】

G 03 F 7/004 5 0 5

G 02 B 5/20 1 0 1

G 02 F 1/1335 5 0 5

C 09 B 11/28 C

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月26日(2019.3.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

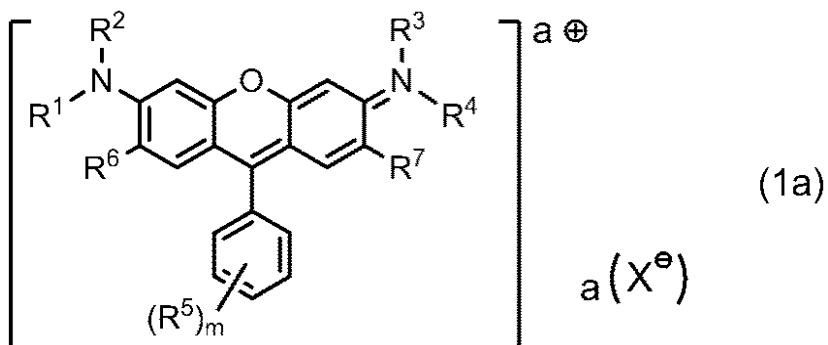
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

着色剤、樹脂、重合性化合物及び重合開始剤を含み、

着色剤が、式(1a)で表される化合物と、黄色顔料、オレンジ色顔料及び赤色顔料からなる群から選ばれる少なくとも1種の顔料とを含む着色剤である赤色着色硬化性樹脂組成物。



[式(1a)中、R¹、R²は、互いに独立に炭素数3～20の1価の飽和炭化水素基を表し、R³、R⁴は、互いに独立に炭素数1～20の1価の飽和炭化水素基を表し、これらの飽和炭化水素基に含まれる水素原子は、炭素数6～10の芳香族炭化水素基又はハロゲン原子で置換されていてもよく、該芳香族炭化水素基に含まれる水素原子は、炭素数1～3のアルコキシ基で置換されていてもよく、前記飽和炭化水素基に含まれる-C H₂-は、-O-、-CO-又は-NR¹¹-で置き換わっていてもよい。]

R⁵は、-SO₃⁻、-SO₃H、又は-SO₃⁻Z⁺を表す。

R⁶及びR⁷は、それぞれ独立に、水素原子又は炭素数1～6のアルキル基を表す。
mは、0～5の整数を表す。mが2以上のとき、複数のR⁵は同一でも異なってもよい。

aは、0又は1の整数を表す。

Xは、ハロゲン原子を表す。

Z⁺は、⁺N(R¹¹)₄、Na⁺又はK⁺を表す。

R¹¹は、互いに独立に、水素原子、炭素数1～20の1価の飽和炭化水素基又は炭素数7～10のアラルキル基を表す。】

【請求項2】

顔料が、C.I.ピグメントイエロー-138、C.I.ピグメントイエロー-139、C.I.ピグメントイエロー-150、C.I.ピグメントレッド177、C.I.ピグメントレッド242及びC.I.ピグメントレッド254からなる群から選ばれる少なくとも1種である請求項1記載の赤色着色硬化性樹脂組成物。

【請求項3】

請求項1又は2記載の赤色着色硬化性樹脂組成物により形成される赤色カラーフィルタ。

【請求項4】

請求項3記載の赤色カラーフィルタを含む表示装置。